

川崎市保育所補足給付事業Q & A集

川崎市こども未来局保育課

平成28年6月

Q1) 補足給付事業の概要について

A1) 当該事業は、子ども・子育て支援法第59条第3号に基づく、地域子ども・子育て支援事業の1つとして、平成28年度から新たに開始となる事業です。

国の定める公定価格や市加算の運営費には含まれず、川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（以下、基準条例という。）第13条第4項各号に掲げる実費徴収が可能な費用のうち、1号（日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用）と2号（特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用）に係る費用について、補足給付を行うものです。

Q2) 補足給付事業の対象者について

A2) 当該事業の対象となる者は、利用者負担区分がA階層（生活保護世帯）の児童です。ただし、市外の児童については、当該市区町村からの給付対象となります。本市からは、市内児童についてのみ給付を行いますので、市外児童の取扱いについては、各市区町村にお問合せください。

Q3) 事業の対象となる費用について

A3) A1のとおり、基準条例第13条第4項第1号及び第2号に規定される以下のような費用が対象となります。ただし、物品の購入に関しては、所有者が施設ではなく各御家庭となるものに限ります。また、保護者が直接物品を購入した費用は原則対象となりませんが、制服等施設が指定して保護者が購入した物品で施設が実費徴収額を減免するのと同じ状況が認めらる場合には対象となる費用に当たりますので、御注意ください。

（対象費用の例）

教材費／IDカード／文具類／連絡帳／帽子／名札／ゴム印／オムツ／制服・体操着／防災頭巾／宿泊行事費／遠足代／（遠足等の）交通費／動物園入場料／（行事費の一部としての）写真・アルバム代等

なお、上記の費用は、あくまで一例であり、従来、各施設において運営費で賄っていたものまでを、実費徴収によることを推奨するものではありません。

また、実費徴収という趣旨に鑑み、正当な理由なく市場価格から乖離した金額で購入された物品の費用分については、上記に関わらず対象外となります。

Q4) 事業の対象とならない費用について

A4) 3歳児以上の主食代のほか、以下のような基準条例上の実費徴収扱いとならない費用は、補足給付の対象費用とはなりません。

（対象外費用の例）

保護者会費／選択制サービスの費用（英会話等）／延長保育料／延長保育における補食代／寄付金等

Q5) 補足給付事業の基準額について

A5) 2号、3号の保育認定を受ける子どもに対しては、1人当月額2,500円を基準(上限)に給付を行います。即ち、月の実費徴収額が2,500円を超える場合には2,500円を、2,500円に満たない場合には当該実費徴収額をもって給付額とします。

Q6) 補足給付事業の月額基準額の考え方について

A6) A5の月額基準額は、あくまで、当該月に発生する実費徴収額に対する補足給付の上限額となるものです。したがって、年度当初に発生した一括の実費徴収額(例えば制服代等)を、5月以降の補足給付費として分割請求することはできません。ただし、実費徴収額自体を分割徴収とする場合などは、当該月額の実費徴収額が月額基準額の比較対象となります。

(月額基準額の適用イメージ)

4月に制服代として12,000円を一括徴収

→4月に補足給付費として2,500円を支給

毎月、制服代として1,000円を分割徴収

→毎月、補足給付費として1,000円を支給

Q7) 補足給付事業に係る市への提出書類について

A7) 事前の書類提出は不要です。ただし、事業完了後(通常は年度終了後)、所定の「補足給付費実績報告書」に、補足給付が行われたことにより実費徴収額の減免があったことの証明を当該児童の保護者からいただき、原本を御提出ください。